

老施協総研 平成31年（2019年）度調査研究助成事業募集要項

1. 趣 旨

本会は、老人福祉及び介護サービスの質の向上に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的としている。この目的を達するため、老人福祉及び介護事業に関する調査研究に門戸を開き、当該目的に寄与すると考えられる大学等の教職員や研究者、研究機関の研究員等（以下「研究者」という）の研究を積極的に支援するため助成事業を行う。

2. 研究テーマ及び応募要件

研究テーマは、（１）課題研究テーマ①②、（２）自由研究テーマとし、以下に掲げる課題研究テーマに沿った研究については、優先的に助成するものとする。

（１）課題研究テーマ（下記①または②のいずれかとする）

課題研究テーマ①：「介護ロボット」及び「ICT」の導入・利活用による業務改善と負担軽減に関する
検証・研究

<応募要件>

公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下「全国老施協」という）の会員施設・事業所。

（法人単位でも可）

注1：1施設・事業所（1法人）につき1件までの申請に限る。

課題研究テーマ②：本会が提唱する「伴走型介護」の概念整理と評価基準の提案等に関する検証・研究
（介護現場の取り組みを検証する介護記録データの収集・分析、評価尺度の導入試行等）

※「伴走型介護」…利用者一人ひとりの将来像・状態像に基づき、それぞれが願う“自立”を叶えるための支援。（詳細は別添「伴走型介護の評価指標確立に向けて～「高品質サービスの言語化」に向けた事例の検証・解析調査研究事業《分析結果》～」参照のこと）

<応募要件>

大学・短期大学、社会福祉士・介護福祉士養成校等の教職員や研究者、または研究機関の研究員、研究グループ。ただし、施設・事業所との連携による研究の場合は、全国老施協の会員施設・事業所との共同研究であること。

注1：個人、団体のいずれでも申請可。ただし、大学院生は除く。

注2：研究者は1件までの申請に限る。

注3：共同研究については代表研究者を定めること。

（２）自由研究テーマ

上記（１）課題研究テーマ①②以外の老人福祉及び介護事業に関する検証・研究

<応募要件>

大学・短期大学、社会福祉士・介護福祉士養成校等の教職員や研究者、または研究機関の研究員、研究グループ。ただし、施設・事業所との連携による研究の場合は、全国老施協の会員施設・事業所との共同研究であること。

注1：個人、団体のいずれでも申請可。ただし、大学院生は除く。

注2：研究者は1件までの申請に限る。

注3：共同研究については代表研究者を定めること。

3. 募集期間及び申請

平成31年4月26日（金）（消印有効）

助成金を申請する者は、別に定める「老施協総研 平成31年（2019年）度調査研究助成金申請書」により、上記期間内に老施協総研事務局に提出すること。

4. 助成金額

- 1事業あたり上限100万円（5事業程度予定）
- 1事業あたり上限500万円（1事業程度予定）

5. 研究期間

助成対象研究期間は、1年とする。

（2019年4月1日（月）～2020年3月31日（火）までに完了する事業とする。）

6. 助成金の使途および助成対象となる経費

助成金は、当該調査研究のために直接必要である費用に充てるものとし、申請者である研究者自身の報酬、原稿料等または、個人の資産となる設備・備品費等に充ててはならない。

助成対象となる経費については、別紙「助成対象経費の例」を参照のこと。

注1：（1）課題研究テーマ①については、機器を購入し事業完了後個人の資産となるロボット、ソフト等の購入分も助成対象とする。

注2：（1）課題研究テーマ①については、リース、レンタルについても助成対象とする。
（「5. 研究期間」で示す助成対象研究期間内の費用に限る）

注3：（1）課題研究テーマ①については、購入する機器等の商品名、金額を申請書「3. 事業予算書」に明記すること。

7. 助成先の選考及び決定

（1）選考方法：助成先については、下記により老施協総研助成選考会にて選考の上、決定する。

＜一次選考＞書類選考 ＜二次選考＞申請者からのヒアリング・プレゼンテーション

（2）審査基準

①（1）課題研究テーマ①については、現状の業務整理、分析により、明瞭な導入の主旨目的を有するとともに、取組み後の効果検証について可視化が可能であること。

②研究目的が明確であり、目標を実現させるための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であること。

（3）結果の通知

結果は応募者全員に文書をもって通知する。

（発表日）2019年5月末（予定）なお、採否の理由は一切お答えできませんので、ご了承ください。

8. 申請手続きの方法

(1) メールによる申請：全国老施協 HP より申請書をダウンロードし、メールにて送信する。

(下記の URL を参照)

<http://www.roushikyo.or.jp/>

(2) 郵送による申請：同封の申請書を下記提出先へ郵送する。

【申請提出先】

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7F

老施協総研「平成31年(2019年)度調査研究助成事業」申請書 受付係

※申請いただいた個人情報については、本事業のみに使用することとする。

9. 報告の義務について

(1) 助成を受けた研究者は、下記により事業報告をすること。

- ① 中間報告：2019年10月31日(木)までに中間報告をすることとし、本会で定める中間報告書(紙ベースと CD-ROMに収録したもの)を提出すること。
- ② 研究完了：研究事業終了期限(2020年3月31日(火))後の1か月以内に、本会で定める事業完了報告書(紙ベースと CD-ROMに収録したもの)及び収支報告書を提出すること。

(2) 助成を受けた事業の内容に変更が生じた場合には、本会の承認を受けること。

(3) 研究を中止、または廃止するときは、助成金を返還すること。

(4) 研究成果については、本会の公募研究助成事業検証委員会において、事業完了報告書及び費用対効果の評価検証を行い、結果について通知することとする。

(5) 事業完了報告書については、(4)の手続きを経たうえで本会ホームページ上に公開することとする。

10. 研究成果の公表の責務

(1) 研究成果については、本会が定めた期間内にある全国老施協全国大会または研究会議、研修会等での発表を行うこと。

(2) 研究成果は、学会、シンポジウム等により広く公開すること。

(3) 公表する場合は、事前に本会の承認を得るものとし、その際には、本会からの助成を受けた旨を表示すること。また発表した冊子、資料等を1部、本会に送付すること。

11. 注意事項

(1) 助成決定した際には、本会と「助成契約書」を締結すること。

(2) 締結した「助成契約」に反する行為があった場合は、助成金の返還請求を行うこと。

(3) 提出された書類は、返却しない。

12. お問合せ・連絡先

申請に関する様々なご質問は、下記連絡先までお問合せください。

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 老施協総研 事務局 担当(天野、山田、佐藤)

TEL: 03-5211-7700 (平日9:00~12:00、13:00~18:00土日祝日を除く)

FAX: 03-5211-7705

電子メール: js.souken@roushikyo.or.jp

■助成対象経費の例(※事業を行うものの性格、事業の性質等を勘案し、本会が認めた場合については、この限りではない。)

経費項目	助成の対象となる経費の例	留意点等
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員(有識者)の委員会出席に対する謝金 ● セミナー、研修会、シンポジウム等の講師に対する謝金 ● 報告書等の原稿執筆謝金 	
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員(有識者)が、委員会、打ち合わせ等の会議開催場所等までに要する交通費、及び宿泊費に相当する経費 ● 講師等がセミナー、研修会、シンポジウム等の開催場所までに要する交通費及び宿泊等に相当する経費 ● 委員が現地調査等に要する交通費及び宿泊費に相当する経費 	
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師、指導者等との会議時の簡素な飲食代の購入に要する経費 	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査票、報告書等の郵送料、 ● 助成事業専用の電話、FAX等の電話料 ● 委員、参加者との連絡にかかる郵送料等 	注:電話料等は専用回線など請求明細等で助成事業使用額が分離明示可能なものが対象となる。
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査票、報告書、封筒等の印刷にかかる経費 ● 助成事業の実施に要したコピー代 	
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の一部を外部に発注する経費 (例)データ入力、集計、等 	
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該助成事業のみにかかる、集計、資料整理作業等単純な労働に従事する者に対する雇い上げに必要な経費 	
消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該助成事業のみにかかる用紙購入、封筒購入費等に必要な経費 (例)コピー用紙、封筒、文房具、参考書籍 	注:原則使用期間が1年未満かつ取得価額1万円未満のものが対象となる。
経費対象外について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ PC・分析ソフト・ビデオカメラ等の電子機器(本体に付随する備品等を含む)など、助成事業終了後、個人の資産となるものについての購入費は、金額に関わらず助成対象経費と認められない。 <ul style="list-style-type: none"> ※(1) 課題研究テーマ①については、機器を購入し事業完了後申請者の資産となるロボット、ソフト等の購入分も助成対象とする。 ※(1) 課題研究テーマ①については、リース、レンタルについても助成対象とする。(助成対象研究期間内の費用に限る) ➢ 学会発表のための旅費については、助成対象経費と認められない。 	

老施協総研 平成31年（2019年）度調査研究助成事業
申請から事業終了までの流れ

